

特定非営利活動法人子どもの虐待防止ネットワーク鳥取 会費に関する細則

平成30年5月13日 総会決議により制定

(会費の基本額)

第1条 定款第8条に定める会費の額は、つぎのとおりとする。

- (1) 正会員 年会費 5,000円
- (2) 賛助会員 年会費 一口 3,000円

(学生に対する減額措置)

第2条 正会員のうち、つぎの資格を充たす者については、当面の間、年会費額を1,000円に減額する。

- ① 高校生、大学生、専門学校生等、世間一般から「学生」と認められる立場にある者
- ② 学生証その他の証明書類により、上記立場にあることを証明したこと

(会費の額の変更)

第3条 会費の額の変更は、総会決議により本細則を変更することによってのみ行うものとし、変更後の会費額についてはその総会の年度の始期に遡って適用されるものとする。

以上